

令和2年第3回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和2年9月14日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9月14日 午前10時00分		
	散 会	9月14日 午後1時41分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	6	吉 田 清 尊	7	玉 城 みちよ
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	—	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和2年第3回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

令和2年9月14日（月曜日）

1. 開 会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第33号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第34号	地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	説 明
7	議案第35号	今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説 明
8	議案第36号	今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第37号	北部広域市町村圏事務組合理約の一部を変更する規約について	説 明
10	議案第38号	令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	説 明
11	議案第39号	令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について	説 明
12	議案第40号	令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について	説 明
13	議案第41号	令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について	説 明
14	認定第1号	令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について	説 明
15	認定第2号	令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
16	認定第3号	令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説 明
17	認定第4号	令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
18	報告第6号	令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について	報 告
19	報告第7号	令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報 告
20		決算審査特別委員会の設置・付託	

○ 座間味 薫 議長 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和2年第3回今帰仁村議会定例会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番 吉田清尊議員及び7番 玉城みちよ議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月30日までの17日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から9月30日までの17日間と決定いたしました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配付されております。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

3. 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

6月 4日 北部市町村議会議長会第1回定例総会が開催されました。

11日 第11回今帰仁まつり第1回実行委員会が開催されました。

7月 1日 沖縄振興拡大会議Web会議が開催されました。

〃 教育長及び教育委員任命辞令交付式が行われました。

10日 県産品優先使用の要請行動の受入をしました。

15日 今帰仁村経済回復協議会が開催されました。

22日 第1回今帰仁ハーリー一大会実行委員会が開催されました。

28日 第14回今帰仁グスク桜まつり第1回実行委員会が開催されました。

8月 14日 村長当選証書付与式が行われました。

18日 北部広域市町村圏事務組合議会第56回定例会が開催されました。

〃 令和2年度北部市町村議会議長会第2回総会が開催されました。

24日 久田浩也村長就任式が行われました。

これで諸般の報告を終わります。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。

(休憩時刻 午前10時04分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時04分)

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 皆さんおはようございます。第3回定例会が開催されるにあたり、私が村長就任後、初めての議会でありますので、私の所信の一端を表明し、村民の皆様をはじめ、議員各位のご理解ご協力を賜りたく思います。

このたび、前村長の任満了に伴い、去る8月9日に行われました今帰仁村長選挙に、多くの村民の皆様からの推薦を受けまして立候補いたしましたところ、村民のご理解とご協力、ご支持を得まして、8月23日に第28代今帰仁村長に就任をいたしました。

村長職の重責を痛感いたしますとともに、村民の皆様の期待に応え、政策実現のため全力を尽くしてまいります。

「可能性は無限大、村民と共に夢実現」をスローガンに、今帰仁村の持つ可能性を掘り起こし、基幹産業の農畜産業に加え、観光産業や水産業の更なる振興に取り組んでまいります。また、ふるさと納税を推進することで、自主財源の向上と地域経済の好循環を生み出し、コロナ禍により影響を受けた経済の立て直しを図ってまいります。

また、北部連携促進事業、沖縄振興特別推進交付金事業等の積極的な活用や、現在計画されております嵐山テーマパーク構想の後押しなどの企業誘致を積極的に図り、産業振興や雇用創出を生み出し、若者の働く場の創出や村民所得の向上に努めてまいります。また、それらによる財源の創出により、村民福祉の向上や教育環境の充実を図り、定住人口の拡大につなげ、活力ある村づくりに邁進してまいります。

基本的な施策としまして、

- 1、ふるさと納税や企業版ふるさと納税を強化し、自主財源確保に取り組みます。
- 2、キャリア教育を推進し、地域や社会に貢献できる人材育成や、自治体クラウドファンディングを導入し、子供たちの挑戦を後押しします。
- 3、北部基幹病院の整備を積極的に推進し、医療福祉施設と連携すると共に、各世代にあった健康づくりに取り組んでまいります。
- 4、各種農畜産物のブランド化や品質向上、安定した漁業の確立に取り組みます。
- 5、観光産業に注力し、既存施設の強化や嵐山テーマパーク構想との連携や、公共事業等の村内企業への優先発注を推進いたします。
- 6、新耐震基準以前に建てられた学校施設の改築に取り組みます。
- 7、コロナ禍による国からの1次補正予算、及び2次補正予算による臨時交付金を活用し、地域経済や村民生活を全力で支援していきながら、コロナウイルスという見えない敵に対し、地域の皆様からの声を反映させ、村民と共に闘ってまいります。

以上、施策について述べてまいりましたが、今帰仁村の活性化のために粉骨砕身取り組んでまいりますので、村民をはじめ、議員各位のご協力、ご指導を宜しくお願い申し上げます。

次に、行政報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

- 6月 2日 スイカ産地協議会総会を開催しました。
3日 北部市町村会総会及び負担金補助金審議委員会が開催されました。
4日 母子保健推進委員委嘱状交付式を行いました。

- 6月 8日 今帰仁村畜産共進会役員会を開催しました。
- 10日 今帰仁村総合教育会議を開催しました。
- 11日 第11回今帰仁まつり第1回実行委員会を開催しました。
- 〃 グスク交流センター指定管理者定例会に参加しました。
- 19日 羽地大川土地改良区理事会が開催されました。
- 23日 沖縄全戦没者追悼式に参列しました。
- 30日 沖縄県農業会議第76回通常総会が開催されました。
- 〃 今帰仁漁業協同組合通常総会が開催されました。
- 7月 1日 沖縄振興拡大会議Web会議が開催されました。
- 〃 教育長及び教育委員任命辞令交付式を行いました。
- 3日 三村交流事業実行委員会を開催しました。
- 〃 令和元年度北部市町村会一般会計歳入歳出決算監査を行いました。
- 〃 新型コロナウイルス感染症に関する勉強会が開催されました。
- 6日 今帰仁村新型コロナ対策緊急支援事業「なきじん結フードプロジェクト」出発式を行いました。
- 9日 今帰仁城跡附シイナ城跡調査研究整備委員会が開催されました。
- 〃 第13回今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 10日 県産品優先使用の要請行動の受入を行いました。
- 15日 今帰仁村経済回復協議会を開催しました。
- 20日 沖縄県町村会定期総会・沖縄県町村土地開発公社理事会・沖縄県国民健康保険団体連合会総会・沖縄県介護保険広域連合運営会議が開催されました。
- 21日 ツール・ド・おきなわ実行委員会第1回総会が開催されました。
- 22日 第1回今帰仁ハーリー大会実行委員会が開催されました。
- 〃 北部地区さとうきび生産振興対策協議会第1回運営委員会が開催されました。
- 〃 今帰仁村水難事故防止協議会を開催しました。
- 27日 第14回今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 28日 第14回今帰仁グスク桜まつり第1回実行委員会を開催しました。
- 〃 北部市町村会総会が開催されました。
- 〃 県立北部病院と北部地区医師会病院の統合の基本的枠組みに関する第7回協議が行われました。
- 29日 北部地区パイナップル生産振興協議会総会が開催されました。
- 〃 北部地区さとうきび生産振興対策協議会総会が開催されました。
- 8月 3日 第15回今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 14日 北部広域市町村圏事務組合理事会が開催されました。
- 〃 北部保健所・北部地区医師会との新型コロナウイルス感染症に関する意見交換会が行われ

れました。

- 8月 14日 村長当選証書付与式が行われました。
- 19日 第16回今帰仁村新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催しました。
- 21日 第16回今帰仁村庁舎建設委員会を開催しました。
- 〃 喜屋武治樹村長退任式を行いました。
- 24日 久田浩也村長就任式を行いました。
- 25日 村納骨堂の旧七夕法要を行いました。
- 28日 土地所有権確認等請求事件及び工作物収去土地明渡請求反訴事件に係る村有地（字湧川地内）内の工作物を収去し、村へ明け渡すよう公示されました。

○ 座間味 薫 議長 これでは行政報告は終わりました。

日程第5. 「議案第33号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第33号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合に、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて特殊勤務手当を支給することとするなど所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

次ページの新旧対照表をお開きください。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>別表第3（第11条の4、第11条の5関係）</p> <p>1 <u>行旅死亡人、変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合</u> 1回につき1,500円</p> <p>2 指定感染症患者隔離業務に従事した場合 1回につき1,500円</p> <p>3 火葬業務に従事した場合 1件につき1,500円</p> <p>4 <u>新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から村民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る規則で定める作業（新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、又は汚染の疑いのある施設等のうち規則で定める施設等での作業に限る。）に従事した職員</u> 日額4,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p><u>5</u> 暴風雨警報が発令された際に、特に勤務を命ぜられた場合 8：30～17：15まで、1時間につき1,000円 17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円</p> <p><u>6</u> 勤務条件が通常と異なる特別の考慮を必要とする業務に従事した場合 8：30～17：15まで、1時間につき1,000円 17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円</p>	<p>別表第3（第11条の4、第11条の5関係）</p> <p>1 _____変死体、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合 1回につき1,500円</p> <p>2 指定感染症患者隔離業務に従事した場合 1回につき1,500円</p> <p>3 火葬業務に従事した場合 1件につき1,500円</p> <p><u>4</u> 暴風雨警報が発令された際に、特に勤務を命ぜられた場合 8：30～17：15まで、1時間につき1,000円 17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円</p> <p><u>5</u> 勤務条件が通常と異なる特別の考慮を必要とする業務に従事した場合 8：30～17：15まで、1時間につき1,000円 17：15～翌日8：30まで、1時間につき1,500円</p>

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の今帰仁村職員の給与に関する条例の規定は、令和2年8月1日から適用する。

議案第33号の改正の概要をご説明いたします。概要について、特殊勤務手当に行旅死亡人を直接取り扱った場合の手当を追加するほか、新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫作業手当の特例を設けるものでございます。新型コロナウイルス感染症に対処するための業務ですが、支給対象業務として、まずは感染症の患者又はその疑いがある患者に接して行う業務に従事した場合。また感染症の病原体に汚染され、またはその疑いのある場所、物件の消毒、その他、処理作業や宿泊施設等の内部で行う連絡及び調整にかかる業務を行った場合、手当の支給対象とするものであります。以上でございます。

○ 座間味 薫 議長 日程第6. 「議案第34号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第34号

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

令和2年4月1日に地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）が施行されたことに伴い、関係条例を整理する必要があるため、この議案を提出します。

次ページの新旧対照表をお開きください。

地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(今帰仁村監査委員条例の一部改正)

第1条 今帰仁村監査委員条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項、<u>第243条の2の2第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)、地方公営企業法第27条の2第1項又は法第199条第6項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項、<u>第243条の2 第3項</u>(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)、地方公営企業法第27条の2第1項又は法第199条第6項の規定による監査の請求又は要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から7日以内に監査に着手しなければならない。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

(今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例(平成28年条例第27号)の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)<u>第243条の2 第8項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に</p>	

改める。

- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

議案第34号の改正の概要を説明いたします。まず第1条の今帰仁村監査委員条例の一部を改正することについて。地方自治法の一部改正により、これまで職員の賠償責任については地方自治法第243条の2に定められておりましたが、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責が地方自治法に追加され、地方自治法第243条の2と定められたことで改正前の職員の賠償責任の条項が243条の2の2に改められました。よって、今帰仁村監査委員条例中第3条中における第243条の2第3項を第243条の2の2第3項と改正する必要が生じたものでございます。

続きまして、第2条今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の一部改正についても第1条の改正理由と同様、地方自治法の条項が繰り下がったことによる今帰仁村水道事業の設置等に関する条例第5条中の改正であります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第7. 「議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第35号

今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出
今帰仁村長 久田浩也

提案理由

児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を準備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の<u>中核市</u>の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>4・5 （略）</p>	<p>（職員）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>4・5 （略）</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

(今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今帰仁村条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第1項第2号、第</p>	<p>（家庭的保育事業者等の一般原則）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条_____第2号、第</p>

14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 (略)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育

14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 (略)

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。_____)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。_____)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。_____) (以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

(1) (略)

(2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育

を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。) を提供すること。

(3) (略)

2 村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者

4 村長は、家庭的保育事業者等による第1項第

を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。_____) を提供すること。

(3) (略)

3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であつて、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

(食事)

第15条 (略)

2 (略)

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を

(食事)

第15条 (略)

2 (略)

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4・5 (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

（職員）

第23条 （略）

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） （略）

（2） 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

3 （略）

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（6） （略）

（7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するも

（職員）

第23条 （略）

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、村長が行う研修（村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（1） （略）

（2） 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者

3 （略）

（設備の基準）

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1）～（6） （略）

（7） 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するも

のであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ～ク （略）

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、　及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。

（2）～（7） （略）

（8） 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

のであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ～ク （略）

（保育所型事業所内保育事業所の設備の基準）

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

（1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、　及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。

（2）～（7） （略）

（8） 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、村長が適当と認めるもの(附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ～ク (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所1につき2人を下回ることはできない。

(1)～(4) (略)

3 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条 第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

附 則

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者

が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、<u>幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)</u>を有する者を、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第6条_____本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、<u>幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)</u>を有する者を、保育士とみなすことができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分(以下「現行部分」という。)に対応する改正後(案)の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和2年9月30日から適用する。

次ページに新旧対照表を添付してございますが、改正の詳細につきましては、幼保連携推進室長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 おはようございます。議案第35号 今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び今帰仁村家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、新旧対照表を添付していますが、概要について要点を説明

いたします。

第1条今帰仁村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正内容については、放課後児童支援員の研修ができる実施期間の追加がありました。これまで都道府県知事が行う研修のみでありましたが、今回の改正により政令市制都市もしくは中核市についても研修を実施できるようになりました。

続きまして、第2条今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についての改正内容については、3歳児未満児の受入を対象としている小規模保育事業については卒業後の受入にかかる連携施設の確保が必要とされています。しかし、今回の改正により著しく連携施設の確保が困難であると村が認めるときには定数が20人以上である施設を連携施設として設置することができるようになりました。そのほか、家庭的保育事業における食事は事前調理が原則でありましたが、保育所、認定こども園等から調理業務を受託している事業者から村が適当と認めたものを食事の搬入を行う相手先とすることが認められました。また、自園調理の原則の適用を重慮する経過措置期間が5年から10年に延長され、併せて連携施設の確保についても5年から10年に延長されています。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第8. 「議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第36号

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今帰仁村条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>教育・保育給付認定</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定</u>をいう。</p> <p>(10) <u>教育・保育給付認定保護者</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。</p> <p>(11) <u>教育・保育給付認定子ども</u> 法第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定子ども</u>をいう。</p> <p>(12) <u>満3歳以上教育・保育給付認定子ども</u> <u>子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。</u></p> <p>(13) <u>特定満3歳以上保育認定子ども</u> <u>令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(14) <u>満3歳未満保育認定子ども</u> <u>令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。</u></p> <p>(15) <u>市町村民税所得割合算額</u> <u>令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。</u></p> <p>(16) <u>負担額算定基準子ども</u> <u>令第13条第2</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>支給認定</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定</u> _____をいう。</p> <p>(10) <u>支給認定保護者</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____をいう。</p> <p>(11) <u>支給認定子ども</u> _____ 法第20条第4項に規定する<u>支給認定子ども</u> _____をいう。</p>

項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

(17) (略)

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。

(19) 教育・保育 法第7条第10項第5号に規定する教育・保育をいう。

(20) (略)

(21) (略)

(22) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。同条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子ども

(12) (略)

(13) 支給認定の有効期間 法第21条に規定する支給認定の有効期間をいう。

(14) 教育・保育 法第14条第1項に規定する教育・保育をいう。

(15) (略)

(16) (略)

(17) 法定代理受領 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支払う特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）又は特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。次条第1項及び第2項において同じ。）に要した費用の額の一部を、支給認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。

(18) (略)

(19) (略)

(20) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容

の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する

____及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2～4 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担

____その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2～6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 特定教育・保育施設は、支給認定保護者____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども____の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設を設置者の教育・保育に関する

理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条

理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項に規定する場合においては、特定教育・保育施設は、これらの項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 （略）

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条

第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の

第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、支給認定保護者の提示する支給認定証(支給認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規定する通知)によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確認するものとする。

(支給認定の申請に係る援助)

第9条 特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに支給認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の

特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 _____ を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。) から当該特定教育・保育に係る利用者負担額 (満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額 _____ をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額 (法第27条第3項第1号に掲げる額 _____)

特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども _____ について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子ども _____ に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育 _____ (特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。) を提供した際は、支給認定保護者 _____ から当該特定教育・保育に係る利用者負担額 (法第27条第3項第2号に掲げる額 (特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号に規定する市町村が定める額とする。) をいう。) の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 _____ から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額 (法第27条第3項第1号に掲げる額 (その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額) をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣

_____をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)

が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者 _____から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者 _____から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)

又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）
57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）
である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校
就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう

____。以下____同じ。）

の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者_____に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者_____に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者_____に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者_____に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）

の支給を受けた場合は、支給認定保護者_____

_____に対し、当該支給認定保護_____に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育を提供した

_____を教育・保育給付認定保護者
に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町

_____ことを証する書類を支給認定保護者
に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 (略)

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者_____その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給認定子ども_____の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者_____

_____に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子ども_____に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者_____又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給認定保護者_____に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者_____が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町

村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を

村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為を

してはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

してはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子ども _____ に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその支給認定子ども _____ の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども _____ 又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども _____ 又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子ども _____ に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者 _____ の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者 _____ が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設_____

_____若しくは地域型保育_____

_____を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の

2 (略)

(利益供与等の禁止)

第29条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同

じ。）若しくは地域型保育（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）を行う者等又はその職員に対

し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 (略)

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子ども_____の家族（以下この条において「支給認定子ども等_____」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等_____からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の

設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 (略)

4 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の記録

(3) 第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記

録

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

録

(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ 及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____ の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含む _____
_____ _____ ものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特別施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条

_____」とする

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含む_____ものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条

第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の _____ 利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下____、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同省令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。））にあつては _____ 6人以上19人以下____、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条におい

第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」とあるのは「同項第1号 _____ に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども _____」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあつてはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を _____ 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。 _____ ）及び小規模保育事業B型（同条 _____に規定する小規模保育事業B型をいう。 _____ ））にあつてはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条におい

て同じ。)にあつては_____6人以上10人以下____、居宅訪問型保育事業にあつては_____1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条第1項に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

て同じ。)にあつてはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあつてはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、第42条_____に規定する連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担_____その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 特定地域型保育事業者は、支給認定保護者_____から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども_____の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、支給認定_____に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども_____が優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条第1項に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子ども

_____に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法____第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保

3 前項に規定する場合においては、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考の方法をあらかじめ支給認定保護者 _____ に明示した上で、当該選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子ども _____ に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条_____に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用

について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子ども _____ の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項_____において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保

育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。_____）を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると村が認める者

4 村長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、村長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

6 (略)

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、村長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

2 (略)

3 事業所内保育事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの

_____については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子ども

_____について、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育 _____

_____を提供

した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額 _____

_____をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額 _____

_____をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たっ

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者 _____ から当該

特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合に

あつては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供

する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者 _____ から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額 _____

（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型

保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型

保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあつては法第30条第2項第2号に規定する

内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に

要した費用の額を超えるときは、当該現に特別

利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用

地域型保育を提供する場合にあつては同項第

3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利

用地域型保育に要した費用の額を超えるとき

は、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たっ

て、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定

て、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規

めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供
の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採つ

程を定めておかなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の
費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)～(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採つ

た処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項中「_____施設型給付費(法第27条第1項の_____施設型給付費をいう_____。以下_____とあるのは「_____地域型保育給付費(法第29条第1項の_____地域型保育給付費をいう_____。以下この項及び第50条において準用する第19条において_____」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

た処置についての記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、_____第14条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。)」とあるのは「特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。)に係る地域型保育給付費(法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。)」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条_____中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する

教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども

(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満

支給認定子ども」に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども

(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章(第39条第2項及び第40条第2項を除く。)の規定を適用する
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する

第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。）以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）

_____」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

附 則

（特定保育所に関する特例）

第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が）とあるのは「（当該特定教育・保育施設が）と、

_____」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に掲げる額）とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。

2 (略)

第3条 削除

2 (略)

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1項第

1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第1項中「法第27条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する市町村が定める額」と、「法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」と、同条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)」とあるのは「法附則第9条第1項第1号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロに規定する市町村が定める額の合計額」と、「法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)」とあるのは「同項第2号ロ(1)に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第28条第2項第3号」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1

号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第1項中「法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する市町村が定める額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」と、同条第2項中「法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第9条第1項第3号イ（1）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（2）に規定する市町村が定める額の合計額」と、「同項第3号」とあるのは「法第30条第2項第3号」とする。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者_____は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると村が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

備考

- 1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し令和2年9月30日から適用する。

次ページに新旧対照表を添付してございますが、改正の概要については、幼保連携推進室長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 久田友也幼保連携推進室長。

○ 久田友也 幼保連携推進室長 では、議案第36号 今帰仁村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。先ほどと同様に概要について要点を説明いたします。

主な改正内容の1点目は、用語の整理となります。条文中の支給認定保護者を教育、保育給付認定保護者に。支給認定子どもを、教育・保育給付認定子どもに改められました。2点目は、食事の提供に要する費用の取扱が変更となります。これまで教育・保育給付認定保護者からの支払を受けることができる食事の提供に要する費用は主食及び副食のうち主食の提供に要する費用のみとされていました。しかし、今回の改正により副食についても保護者から支払を受ける費用に加えられました。ただし、一定の所得未満の世帯の教育、保育給付認定子どもや小学校3年生までの子供が3人以上いる世帯の第3子以降の教育・保育給付認定子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とされました。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第9. 「議案第37号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第37号

北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき、北部広域市町村圏事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

新たに実施する北部振興事業に要する経費の支弁方法について定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第2項の規定に基づき同規約を変更する必要があるため、この議案を提出します。

北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約

北部広域市町村圏事務組合規約（平成4年県指令総第731号）の一部を次のように変更する。

改正案	現 行
<p>第4章 経費 第12条（略） 1～4（略）</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず第3条に規定する事務に係る経費の負担金の負担割合を新たに定める必要がある場合は、理事会で協議して、別に定める。</p>	<p>第4章 経費 第12条（略） 1～4（略）</p> <p>5 前3項の規定にかかわらず第3条第15号の負担金の負担割合は、理事会で協議して、別に定める。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この規約は、組合を組織する市町村の協議の整った日から施行する。

次ページの新旧対照表をお開きください。改正の概要につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくお願いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第37号 北部広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約について提案理由の説明をいたします。

北部広域市町村圏事務組合では、これまで北部振興事業（平成12年から平成21年）、北部活性化振興事業（平成22年から平成23年）及び北部連携促進事業（平成24年から平成28年）を当組合が事業主体となる場合、組合規約第3条の共同処理事務やそれにかかる第12条の経費支弁の方法について規約の一部を変更する場合は、構成市町村で協議し、第3条共同処理事務については沖縄県の許可を得て、また第12条経費支弁の方法については、構成市町村の協議が整った上で規約変更し、沖縄県へ届出を行ってきました。今回、北部連携促進事業費を活用し、令和2年度から令和3年度までの年限で救命のための患者や医療物資を搬送する事業として、「沖縄北部地域救急・救助ヘリ運航事業」の実施を予定しております。その事業費の財源のうち、市町村の負担金割合を新たに設定する必要があります。また、当該事業を含め、今後も

単年度事業や年限設定のある事業の実施が見込まれており、経費の支弁方法、具体的な負担方法についてその都度、法定の手続を経て、規約において定めることとした場合、手続に時間を要し事業実施に支障を来す可能性もあります。これらを踏まえ、今回の北部連携促進事業をはじめ、各時点の諸情勢に応じて柔軟に対応するため、構成市町村が組合の執行機関（理事会）を通して負担割合を協議し、定めることが可能となるよう第12条第5項を改正する必要があります。以上が提案理由になります。

○ 座間味 薫 議長 日程第10. 「議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

議案第38号

令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,188万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億6,508万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年9月14日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 村 税		638,152	3,061	641,213
	3 軽自動車税	35,526	3,061	38,587

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		29,350	△450	28,900
	2 負担金	29,347	△450	28,897
15 国庫支出金		2,069,419	63,015	2,132,434
	1 国庫負担金	421,341	57,000	478,341
	2 国庫補助金	1,645,154	5,915	1,651,069
	3 国庫委託金	2,924	100	3,024
16 県支出金		896,712	35,548	932,260
	1 県負担金	244,524	28,500	273,024
	2 県補助金	610,861	6,965	617,826
	3 県委託金	41,327	83	41,410
17 財産収入		23,022	377	23,399
	2 財産売却収入	2	377	379
18 寄附金		14,661	67,474	82,135
	1 寄附金	14,661	67,474	82,135
19 繰入金		401,290	61,526	462,816
	1 繰入金	401,290	61,526	462,816
20 繰越金		20,000	211,846	231,846
	1 繰越金	20,000	211,846	231,846
21 諸収入		210,180	△41,780	168,400
	4 雑収入	155,193	△41,780	113,413
22 村債		213,900	91,270	305,170
	1 村債	213,900	91,270	305,170
歳入合計		6,773,202	491,887	7,265,089

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		70,751	87	70,838
	1 議会費	70,751	87	70,838
2 総務費		899,337	319,881	1,219,218
	1 総務管理費	745,925	315,849	1,061,774
	2 徴税費	92,475	1,821	94,296
	3 戸籍住民登録費	35,593	2,211	37,804

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,899,868	130,095	3,029,963
	1 社会福祉費	2,103,323	113,751	2,217,074
	2 児童福祉費	796,545	16,344	812,889
4 衛生費		420,837	44,564	465,401
	1 保健衛生費	192,124	35,117	227,241
	2 清掃費	228,713	9,447	238,160
6 農林水産業費		457,367	△468	456,899
	1 農業費	368,667	△968	367,699
	3 水産業費	80,151	500	80,651
7 商工費		350,299	△14,403	335,896
	1 商工費	350,299	△14,403	335,896
8 土木費		380,084	9,669	389,753
	2 道路橋梁費	212,813	6,809	219,622
	3 河川費	100,500	0	100,500
	4 港湾費	20,505	0	20,505
	5 住宅費	33,775	2,860	36,635
10 教育費		722,194	2,462	724,656
	1 教育総務費	141,388	2,358	143,746
	2 小学校費	140,052	5,133	145,185
	3 中学校費	67,612	3,388	71,000
	5 社会教育費	211,265	△8,661	202,604
	6 保健体育費	161,827	244	162,071
歳出合計		6,773,202	491,887	7,265,089

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農村集落基盤再編・整備事業 西地区	千円 11,300	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えすること ができる。	千円 11,100	証 書 借 入	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
漁村地域整備交付金事業	9,400	〃			9,400	〃		
水産環境整備事業	300	〃			300	〃		
村道越地与比地小浜原線改良事業	4,400	〃			4,300	〃		
村道古宇利一周線道路改築事業	18,100	〃			18,100	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	52,400	〃			55,900	〃		
湧川第2団地新築事業	8,100	〃			8,100	〃		
臨時財政対策債	70,000	〃			89,270	〃		
総合活用整備事業(災害)	4,000	〃			4,000	〃		
本部半島・伊江島エリア観光促進事業 (古宇利島観光拠点施設整備)	12,000	〃			12,000	〃		
ゴミ運搬車導入事業	13,100	〃			13,100	〃		
庁舎建設事業 (市町村役場機能緊急保全事業)	8,500	〃			70,000	〃		
庁舎建設事業(一般単独事業)	2,300	〃			9,600	〃		
合 計	213,900		305,170					

総括については企画財政課長から説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第38号 令和2年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について、歳入と歳出におけます節において300万円以上の増減について説明申し上げます。

歳入から入って行きます。8ページをお願いいたします。1款村税、3項軽自動車税、2目種別割、補正額が306万1,000円でございます。1節現年課税分におきまして、下から3行目になります。軽四輪の乗用タイプの217万6,000円が主な理由でございます。

次、10ページをお願いいたします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額5,700万円は、5節身体障害者福祉費負担金の身体障害者福祉費負担金、障害福祉サービス費の4,750万円と下の行の障害児施設措置費（給付費等）で900万円が主なものでございます。

次、11ページをお願いいたします。同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額347万6,000円は、7節児童福祉費補助金の放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス特例措置分）の347万6,000円によるものでございます。

次、13ページをお願いいたします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額2,850万円は、2節身体障害者福祉費負担金の障害福祉サービス費2,375万円と障害児施設措置費（給付費等）で450万円が主なものでございます。

次、14ページをお願いいたします。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額766万8,000円は、6節児童福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の520万円が主なものでございます。

続いて、17ページをお願いいたします。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額6,747万4,000円は、1節寄附金の寄附金1,185万4,143円と今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金5,562万円によるものでございます。

18ページをお願いいたします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額6,152万6,000円は、1節繰入金の今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金4,992万6,000円と今帰仁村公共施設等総合管理基金1,160万円によるものでございます。

続いて、19ページ、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額2億1,184万6,000円は、1節繰越金、繰越金の2億1,176万6,020円が主なものでございます。

次、20ページをお願いいたします。21款諸収入、4項雑入、4目雑入、補正額マイナスの4,178万円は、4節今帰仁城跡入場料及び歴史文化センター入館料のマイナス4,200万円が主なものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。22款村債、1項村債、1目総務債、補正額7,230万円は、1節総務債の沖縄振興特別推進交付金事業350万円と庁舎建設事業債（市町村役場機能緊急保全事業）6,150万円、それと庁舎建設事業（一般単独事業債）の730万円によるものでございます。続いて、7目その他債、補正額1,927万円は、1節その他債のその他債、臨時財政対策債1,927万円によるものでございます。

23ページをお願いいたします。こちらのページからは歳出になります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,836万7,000円は、次のページに移りまして、12節委託料のPCB含有安定器処分委

託業務で362万1,000円と17節備品購入費で今帰仁村新型コロナウイルス感染拡大防止事業の479万7,000円が主なものでございます。続いて、4目財産管理費、補正額2億6,448万2,000円は、12節委託料の今帰仁村新庁舎建設実施設計7,096万2,100円と今帰仁村新庁舎建設造成実施設計で974万6,000円と24節もあります。24節の積立金の今帰仁村公共施設等総合管理基金総務課の1,030万4,143円と財政調整基金の1億1,592万円、それと今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金5,562万円が主なものでございます。続いて、同じページの下の方になりますが、5目企画費で補正額3,300万円は、12節委託料のふるさと納税推進事業3,300万円によるものでございます。

28ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、4目身体障害者福祉費の補正額1億1,400万円は、19節扶助費の中の障害福祉サービス費9,500万円、それと障害児施設措置費（給付費等）で1,800万円、この2つが主なものでございます。

30ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額1,073万9,000円は、18節負担金、補助及び交付金の放課後児童健全育成事業（新型コロナウイルス特例措置分）で741万3,000円が主なものでございます。

次、32ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費、補正額1,650万3,000円は、次のページになりますが、12節委託料の乳幼児及び児童生徒予防接種委託で1,200万円、19節扶助費のこども医療費助成金で350万円が主なものでございます。同じく33ページの下になります。6目水道事業費、補正額2,000万円は、27節繰出金の水道事業繰出金によるものでございます。

次、34ページをお願いします。4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、補正額944万7,000円は、17節備品購入費、資源ゴミ等収集車購入（2t車）で898万8,000円が主なものであります。

続いて、38ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、6目観光力基盤強化事業、補正額マイナス1,806万2,000円は、18節負担金、補助及び交付金の観光力基盤強化事業（総務課）の今帰仁まつりのマイナス300万円、観光力基盤強化事業（経済課）の今帰仁グスク桜まつりのマイナスの1,216万2,000円が主なものでございます。

39ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、補正額400万7,000円は14節工事請負費の道路維持補修等工事で300万円が主なものでございます。

40ページをお願いします。8款土木費、3項河川費、2目河川改良費、補正額はゼロ円でございますが、14節工事請負費と21節補償、補填及び賠償金の中で今帰仁城跡周辺環境整備事業の工事費で1,400万円の計上と21節の今帰仁城跡の同じく事業になりますが、補償、補填及び賠償金のマイナスの1,400万円の組替によるものでございます。

続いて、44ページをお願いします。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額493万2,000円は、10節需用費の電気料の241万円が主なものでございます。

続いて、46ページをお願いします。10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、補正額マイナスの725万3,000円は、12節委託料におきまして人材育成事業（少年の翼）のマイナスの452万9,000円が主なものでございます。

以上が今回の補正予算の歳入歳出におきまして、300万円以上の事業の計上となっております。説明を

終わります。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時05分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時16分)

日程第11. 「議案第39号 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第39号

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,998万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月14日提出
今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		275,947	△11,290	264,657
	1 国民健康保険税	275,947	△11,290	264,657
5 国庫支出金		5,094	10,000	15,094
	1 国庫補助金	5,094	10,000	15,094
6 県支出金		1,293,911	1,582	1,295,493
	1 県補助金	1,293,910	1,582	1,295,492
歳入合計		1,739,693	292	1,739,985

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国民健康保険納付金		429,380	0	429,380
	1 医療費給付分	312,249	0	312,249
	2 後期高齢者支援金等分	82,635	0	82,635
	3 介護納付金分	34,496	0	34,496
6 保健事業費		23,021	1,582	24,603
	1 保健事業費	14,078	1,582	15,660
10 繰上充用金		1,324	△1,290	34
	1 繰上充用金	1,324	△1,290	34
歳出合計		1,739,693	292	1,739,985

総括については、福祉保健課長より説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 令和2年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算についての概要について説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、国庫補助金等の財源増に伴い、財源組替等がありますので、お手元の3ページ、4ページの歳入歳出予算事項別明細書（総括）のほうにて説明させていただきます。

まず3ページ目をお開きください。今回の補正理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の保険税の減免措置に伴い、減免分を災害臨時特例補助金で補填されることとなります。その国庫補助金の増と令和元年度決算に伴い、出納整理期間中、保険税の徴収の見込み増がありましたので、繰上充用額についても併せて減額ということになっております。また、11月より特定保健指導事業を強化することにより専門員を配置します。そのため保健事業費に県支出金の増加があるためにその内容となっております。

続きまして、4ページをお開きください。歳出の部のほうで3款国民健康保険事業費納付金につきましては、先ほど新型コロナの減免による国庫補助金の1,000万円の増加に伴い、事業納付金の財源の組替を行っております。国庫支出金を1,000万円増にして一般財源の税額のほうの財源を1,000万円減としております。また6款保健事業費につきましては、先ほど専門員の人件費の廃止ということで158万2,000円の増となっております。繰上充用につきましては、保険税の見込み増のために129万円の減としておりまして、補正総額が歳入歳出を合わせて29万2,000円ということになっております。なお、詳細につきましては、5ページ以降をお目通しいただきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第12. 「議案第40号 令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

議案第40号

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計第1回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和2年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,786万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		57,908	20	57,928
	1 後期高齢者医療保険料	57,908	20	57,928
3 国庫支出金		0	172	172
	1 国庫補助金	0	172	172
4 繰入金		39,711	△277	39,434
	1 一般会計繰入金	39,711	△277	39,434
5 繰越金		1	277	278
	1 繰越金	1	277	278
歳入合計		97,677	192	97,869

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,135	172	3,307
	1 総務管理費	3,115	172	3,287

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金		55	20	75
	1 償還金及び還付加算金	54	20	74
歳出合計		97,677	192	97,869

以上でございます。

○ 座間味 薫 議長 日程第13. 「議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

議案第41号

令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し、議会の議決を求めます。

令和2年9月14日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

詳細につきましては、担当課長より説明をいたします。よろしく申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二水道課長。

○ 嶺井雄二 水道課長 議案第41号 令和2年度今帰仁村水道事業会計第1号補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。

令和2年度今帰仁村水道事業会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和2年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	378,727千円	18,533千円	397,260千円
第2項 営業外収益	154,823千円	18,533千円	173,356千円
	支 出		
第1款 事業費	413,594千円	8,531千円	422,125千円
第1項 営業費用	375,390千円	8,531千円	383,921千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,312万5,000円は過年度分損益勘定留保資金4,352万5,000円と当年度分損益勘定留保資金2,960万円で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	37,041千円	2,509千円	39,550千円
第3項 出資金	37,037千円	2,509千円	39,546千円
	支 出		
第1款 資本的支出	111,327千円	1,348千円	112,675千円
第1項 建設改良費	30,325千円	1,348千円	31,673千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	30,961千円	2,153千円	33,114千円

(他会計からの補助金)

第5条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	50,000千円	20,000千円	70,000千円

令和 2 年 9 月 14 日
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久 田 浩 也

予算に関する説明書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第14. 「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第15. 「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第16. 「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、日程第14. 「認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第15. 「認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第16. 「認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。我那覇隆文総務課長。

○ 我那覇隆文 総務課長

認定第1号

令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和 2 年 9 月 14 日 提出
今帰仁村長 久 田 浩 也

認定第2号

令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年9月14日提出
今帰仁村長 久田浩也

認定第3号

令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年9月14日提出
今帰仁村長 久田浩也

なお、決算書の説明につきましては、認定第1号から認定第3号までの3会計を会計管理者が行います。よろしくお願ひします。

○ **座間味 薫 議長** 金城寛樹会計管理者。

○ **金城寛樹 会計管理者** 認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、読み上げて説明いたします。

お手元のほうに令和元年度一般会計歳入歳出決算書が届いているかと思ひます。2ページ、3ページをお願ひします。歳入区分、歳出区分、それぞれ一般会計のほうから読み上げたいと思ひます。区分の名称については省略いたします。お目通しください。

一般会計、51億2,538万1,000円、16億8,550万1,000円、7億4,142万8,000円、ゼロ、75億5,231万円、76億613万6,838円、68億6,718万3,090円、124万8,824円、7億3,770万4,924円、マイナス6億8,512万6,910円、90.92%、90.28%。続いて、歳出のほうに移ります。51億2,538万1,000円、16億8,550万1,000円、7億4,142万8,000円、ゼロ、75億5,231万円、65億8,652万6,070円、ゼロ、7億3,307万7,000円、833万3,000円、2億2,437万3,930円、87.21%となっております。一般会計の歳入歳出の決算の額になります。続きまして、167ページのほうをお開きください。実質収支に関する調書、区分、1. 歳入総額68億6,718万3,090円、2. 歳出総額65億8,652万6,070円、3. 歳入歳出差引額2億8,065万7,020円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源、1. ゼロ、2. 繰越明許費繰越額4,881万1,000円、3. ゼロ、計4,881万1,000円、5. 実質収支額2億3,184万6,020円、6. 実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額ゼロとなっております。一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、財産に関する調書については、後ほどお目通しのほうをよろしくお願ひします。

続きまして、認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について読み上げて報告いたします。一般会計の2ページ、3ページ目をお開きください。

歳入、国民健康保険特別会計15億26万3,000円、2億7,651万1,000円、ゼロ、ゼロ、17億7,677万4,000

円、17億4,233万9,801円、17億1,452万854円、107万5,900円、2,674万3,047円、マイナスの6,225万3,146円、96.49%、98.40%となっております。続きまして、歳出、15億26万3,000円、2億7,651万1,000円、ゼロ、ゼロ、17億7,677万4,000円、17億1,455万4,846円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、6,221万9,154円、96.49%となっております。飛びますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の59ページをお開きください。実質収支に関する調書、区分、1. 歳入総額17億1,452万854円、2. 歳出総額17億1,455万4,846円、3. 歳入歳出差引額マイナス3万3,992円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源、それぞれ項目ゼロとなっております。5. 実質収支額マイナス3万3,992円、6. 実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額ゼロとなっております。国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書等についての項目については、後ほどお目通しのほうをよろしく申し上げます。

続きまして、認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてについて読み上げて報告いたします。また、一般会計歳入歳出決算書の2ページ、3ページのほうをお願いします。歳入区分、後期高齢者医療特別会計9,351万円、261万4,000円、ゼロ、ゼロ、9,612万4,000円、9,446万255円、9,338万5,318円、ゼロ、107万4,937円、マイナス273万8,682円、97.15%、98.86%となっております。歳出の部、9,351万円、261万4,000円、ゼロ、ゼロ、9,612万4,000円、9,310万7,589円、ゼロ、ゼロ、ゼロ、301万6,411円、96.86%となっております。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の29ページをお願いします。実質収支に関する調書、区分、1. 歳入総額9,338万5,318円、2. 歳出総額9,310万7,589円、3. 歳入歳出差引額27万7,729円、4. 翌年度へ繰り越すべき財源、それぞれ項目ゼロとなっております。5. 実質収支額27万7,729円、6. 実質収支額のうち地方自治法233条の2の規定による基金繰入額ゼロとなっております。歳入歳出決算書及び歳入歳出事項別明細書については、後ほどお目通しのほうをよろしく申し上げます。

以上、認定第1号から認定第3号まで読み上げて報告に代えたいと思います。よろしく申し上げます。

○ 座間味 薫 議長 日程第17. 「認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長

認定第4号

令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度今帰仁村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。

令和2年9月14日提出
今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 久田浩也

令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定について、その概要を説明いたします。決算書の1ページから2ページをお開きください。

令和元年度 今帰仁村水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地方消費税)
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24 条第3項の規定による 支出額に係る財源 充当額	合 計			
第1款 事業収益	373,986,000	20,000,000	0	393,986,000	393,941,401	△44,599	18,030,129
第1項 営業収益	224,663,000	0	0	224,663,000	223,117,747	△1,545,253	18,030,129
第2項 営業外収益	149,320,000	20,000,000	0	169,320,000	170,020,747	700,747	0
第3項 特別利益	3,000	0	0	3,000	802,907	799,907	0

支出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (内、仮払 消費税及び 地方消費 税)
	当初予算額	補正予算額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	合 計				
第1款 事業費	408,876,000	1,260,000	0	0	0	410,136,000	0	410,136,000	408,849,690	0	1,286,310	9,349,923
第1項 営業費用	370,912,000	1,260,000	0	△4,630,000	0	367,542,000	0	367,542,000	367,170,096	0	371,904	9,349,923
第2項 営業外費用	36,940,000	0	102,000	1,067,000	0	38,109,000	0	38,109,000	38,096,743	0	12,257	0
第3項 特別損失	24,000	0	0	3,563,000	0	3,587,000	0	3,587,000	3,582,851	0	4,149	0
第4項 予備費	1,000,000	0	△102,000	0	0	898,000	0	898,000	0	0	898,000	0

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (内、仮受消費税及び地 方消費税)	
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通次繰越額 に係る財源充当額				合 計
第1款 資本的収入	287,347,000	△29,999,000	257,348,000	0	0	257,348,000	257,346,000	△2,000	0
第1項 企業債	37,000,000	0	37,000,000	0	0	37,000,000	37,000,000	0	0
第2項 補助金	37,000,000	0	37,000,000	0	0	37,000,000	37,000,000	0	0
第3項 出資金	13,346,000	170,000,000	183,346,000	0	0	183,346,000	183,346,000	0	0
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0
第5項 その他資本収入	200,000,000	△199,999,000	1,000	0	0	1,000	0	△1,000	0

支 出

(税込み 単位：円)

区 分	予 算 額								決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考 (内、仮払消費 費税及び地方 消費税)
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰 越 額	継続費通 次繰越額	合 計		地方公営企 業法第26条 の規定によ る 繰 越 額	継続費通 次繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	355,500,000	△11,060,000	0	0	344,440,000	0	0	344,440,000	340,656,233	0	0	0	3,783,767	7,013,839
第1項 建設改良費	112,499,000	△11,060,000	0	0	101,439,000	0	0	101,439,000	99,168,683	0	0	0	2,270,317	7,013,839
第2項 企業債償還金	72,000,000	0	0	0	72,000,000	0	0	72,000,000	71,487,550	0	0	0	512,450	0
第3項 国庫補助金返還金	1,000	0	0	0	1,000	0	0	1,000	0	0	0	0	1,000	0
第4項 その他資本的支出	170,000,000	0	0	0	170,000,000	0	0	170,000,000	170,000,000	0	0	0	0	0
第5項 予備費	1,000,000	0	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000	0

資本的収入額（257,346,000円）が資本的支出額（340,656,233円）に対し不足する額83,310,233円は、過年度分損益勘定留保資金47,306,800円、当年度分損益勘定留保資金36,003,433円で補填した。

詳細につきましては、後日行われる決算審査特別委員会において、担当課長より説明いたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 日程第18. 「報告第6号 令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

報告第6号

令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和元年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を議会へ提出し報告します。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

事業報告及び決算報告書を添付してございますので、後ほどお目通しください。

○ 座間味 薫 議長 日程第19. 「報告第7号 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。我那覇隆文総務課長。

○我那覇隆文 総務課長

報告第7号

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年9月14日提出

今帰仁村長 久田浩也

次ページ以降に報告書を添付してございますので、後ほどお目通しください。お願いいたします。

○ 座間味 薫 議長 日程第20. 「決算審査特別委員会の設置・付託」についてお諮りいたします。

認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度今帰仁

村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定については、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって認定第1号 令和元年度今帰仁村一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和元年度今帰仁村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和元年度今帰仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和元年度今帰仁村水道事業会計決算認定については、今帰仁村議会会議規則第39条第1項によって、議長を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、質疑については決算審査特別委員会で行うこととして、省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、質疑については決算審査特別委員会で行うこととして省略いたします。

これより決算審査特別委員会委員長の互選をしていただきます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時58分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後0時00分)

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午後0時00分)

午 後

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後1時41分)

これから、諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に山城 太議員、副委員長に島袋 誠議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後1時41分)